湘荘小録

壹

特別
イ4
1919
83

特
門 イ 4
號 1919
巻 5
門 イ 5
號 1880
巻 5

昭和十六年十月三十日寄贈
市島謙吉氏

○秋刀魚

秋刀魚は形ひろく色刀之義を作るなり
秋刀魚の事をあらく油を揚げてあるが、ちょうど
之は切り方中もてたるなり如何してよるのひま
をつぶさんか

◎魚は肴の二大之義

ひろ形の魚は肴を脱ぎすてるを戸一が移魚でつくれる
秋刀魚ひあるとぶ、秋刀魚の所第ろうを、生さんへ言はま
い乳乳といとぶ引之とを狩セーたる秋之肴秋で、下手

うまおくひもとをとる、そんなを、完形をとるため、即ち
魚河岸のこんぶやこんぶを濱方則ち秋刀魚を漁獲す
る場所の海岸も如何のものあるか、いくらかの魚族の大魚
があつても川岸を濱方の旅ひを杉魚を秋刀魚のみを
ものをこいつて、家をこの頃を景氣の一般をんびくる
はれを魚のもので、川岸く秋刀魚のはつをを生をを鮭をを
人家がを引をつを来る、をを体秋刀魚を杉魚をくをを
西住の卑いけのを江戸の岸もをを秋刀魚の走りを云
をを四月の中旬を島魚ををををををををををを、且つ
杉魚を江戸を産いをのをををを市場を打殺をを
をを魚の腹中をつをを魚をを併しをを

島魚を出荷をを、産をを、川岸をを傷をを、
一本出荷ををををを日もをを、をををを市中を
をををを十銭をを腹をを、安ををををの秋
刀魚日を美味をををを冷りを冷をを江戸氣
をの非常だ

◎漁獲期

秋刀魚漁獲の時期を秋の土用をを、舊の十月
一杯をを、秋の土用をを濱方を秋刀魚網の
修陸をををつを、サア何人もをををを腹を
しををを、をを鮭をの他の漁獲を出ををを秋
魚をはいつををを漁ををを大魚をを舟を

返し立て秋の魚網を拵出すものであるそうな、秋の魚の
[illegible]節のころと為て海の仮家を海辺のつゞいよく銚
子沖へはいつたころを見て秋網を出すのである
秋網のやうな網を出すのである

⑩仕入

秋の魚の節のころを押送船問屋の仕入をそしめらの
ころを秋の魚と一緒のころを見て[illegible]物の船を準備
あるこの船を移船を法と本にこの船を寫取める
のであるそしてこれを「濱船」と称するのである、けんと柿の
船を立て[illegible]用いるころを柿船を濱船
のまゝで用いたのであるこの飾り藤のおそろしい大いのが

東京都立図書館

無つてみるこれを九、ころ[illegible]をとるとみるものが
これでも金物[illegible]ことを出来ないを[illegible]
その太き箱を外して細くたのあけ[illegible]
[illegible]を切接して立つ[illegible]
[illegible]一[illegible]
後ろの[illegible]一[illegible]
[illegible]
のである、押送船は地仕入[illegible]秋の魚の漁獲を[illegible]
[illegible]この仕入を[illegible]
八地方の[illegible]仕入を[illegible]
[illegible]

倩つて之を押送り来るあるを捕じて之を殺す、秋刀魚、鰯等を捕ふ場を押網と称ひ、海上に浮び場を建て網の中に之を入れ魚見しいるのあつて、此方に之を見届けて網を引き揚げることなり、之を建網と称す

㊀ 漁場

秋刀魚の走りを漁獲する不漁の七浦を本場とする、其外多の浦の内、秋刀魚、鰯等の漁あるも、之を漁場とす、又洲の浦、又は洲の浦、鯖、鰯、鮪、鰹、鯛、鮫、鱈、鰈、鮭、鯨、鮫、鱈、鰈、鮭、鯨、鮫、鱈、鰈、鮭、鯨

とれる、俗し三浦で漁獲る沿ふを脂肪もぬけ為て
脂をのこすこと、合して美味くまいとをもことがある、伊
豆で漁獲止もと紀州熊野地方で味をんを漁獲るよ
り北沿ふもの方を脂を多くさうな

◎秋刀魚の話

ソレ秋刀魚かはいつとを生る七浦の沿いを船を乗るよび
漁のごとは沿岸の漁獲を手掬て秋刀魚網を打出
しをとるのに、そう漁獲しをとるのに、ちょうどりと脂つ
けをいふ方の多く交ふ年を不漁ひ、ブチ〻肥と
脂肪きつたものが掬ふ年を漁を大漁ひあること漁
方の駆いは一度生をんをしを秋刀魚の話

東京原製

りを七浦の沿ふ方の生をみる、荒しお沿ふ方を走り
ぶ歩くうつたとをを生を年の秋刀魚を沿を脂つけ
たをものが多くを漁獲を合ひ、漁ひをは為
脂ををそのをあををうを、大抵しを北の秋刀魚はいつ
ん七月掬をを漁日沿岸を遠を沿、一掬へ法こも、
秋刀魚の数を四万入とある五万入とある、四万入ひ掬ハ
分日ををとをきは粒ぶあをいのを、北海をきを
沿を大漁の前兆をを為ふををひあをををを、
又五万入を一掬をををを小をのが飽をを交ふの
をををあををひある、俗しをを大漁沿岸を年の
をををををを、抵八分日を法ををををを

皆一杯ずつ酒を入れ、その例をうつしてみるに、三を押えて杯
とつて杯ずつ大抵二杯は酒を積
八杯の酒を入れて来りて持ちしに再度ひあるう
えみあり

◎川岸の初前

魚川岸の定めを来りて二十杯ずつ来り一杯
とつてはいることをのいまあ鮪の積をなして
二杯ずつ三杯ずつ一番くはつてもの方形をして川岸の
番を飛ばす引きまた飛ばす買ふとするもの
ある、着きのしたに買ひは之を二十本みるこ十本
にて仲買の方へ配するの式、こんなときうと

東海漁製

漁師方屋敷のある、維所番をあつた二杯ずつ三杯ずつ入れの
あつた俵をうたせの浜の赤俵の一本をうつ、ぶ
そこく上下乗の押送船ひ二十杯もドカリとの岸
へ着くと魚をこの又信をして義をもつて、そこで地
秋の魚を着きもドシ〳〵市をたち、人数を集る川
岸の姫を年を大物の、小物の魚をうり地方
のあるから、生魚の仲買人も狂乱のやうなる
ありさま、そこで外の魚類をお買ひ求めるものは鮒
鯉をとりても秋の魚の値をお祝さま低き
のあり、況しもこの俵の魚を取を廃るものも俵で、
皆こうの大変物者を買ふ仕方ひ、ばかりつて生

へゝ秋の夜のきつとあるなれば料理屋向の買出し
も用ることゝなるあるは住居に只江川岸の問屋も仲買も秋の夜
の海さんをうつて、から世中ひあるゝ外の物を買出さ
うとするゝ海の秋ひやゝもさうの花彩
うちを何方の客やうとなるまくなつて
うめのひるゝ体うに世事ゝ美手に買物
ひが解るあの川岸の船もひるゝ事中なるに
ときう足者を面もびゝまるに、あて物ひも着物
のうちを着物をして往来を二人位あけて歩き問
屋くの前に板をふるまつけて会釈をかつて板を読
事しるゝ、さんの事に別の市のかゝるのひある

東京博覧会

◎夜店もの

あるどんゝ〳〵ゝ市やるも夜行き落ち
うるゝも八丁堀、亦のゝ時代ゝ、深川の高橋通り
ちとゝく秋の夜まつの夜店を出るゝ中々めるうち
板屋者人のキるゝ時ゝ花けの家和のちいうゝとゝも
買出しう出るゝゝ夜ゝ寒ゝ人はつて来
ちと朝市をるつてゝ川岸ゝ夜ゝ寒ゝ
買ゝ夜をまゝ、このゝゝゝんうゝ板屋通りの手ゝはいて
まゝく板出しを夜ゝるゝ朝買出しゝ花ゝ
踊ゝを板屋ゝ板ゝ出しゝ来べるのひるゝゝいゝゝゝふ
さうひあるゝゝんふ通りひうゝて手板の山ゝ積

[illegible]

八大拵目安うをみるもの[illegible]

[illegible]

◎東子清り別

いくら高う値段なりの品の十月二十の則ちまるる俵

あるうちと秋の魚の價値を勝負するもの[illegible]何うも

あ値かと言つては、あるる俵を高こ子仲仙道から下

街道へまるる[illegible]信州[illegible]くも[illegible]輸出する

そうあるる[illegible]山間の魚[illegible]おの[illegible]いところ[illegible]る俵

四の魚[illegible]大拵する[illegible]、[illegible]う[illegible]る俵う値

と[illegible]元工後[illegible]さうる、

東京博覧会

◎乾物

大拵伊豆、まはるは値段はよあるう一月の[illegible]

う秋の魚う伊豆まはつたうる今年もおろひなと

言ふ[illegible]、そして伊豆[illegible]あるる値段を齊つて[illegible]

脂肪氣[illegible]ろ[illegible]ろ[illegible]、秋の魚の値

[illegible]まる七値をはじめとして九十[illegible]

沿海くドしくあるる[illegible]、[illegible]

ひろく乾物[illegible]、乾物[illegible]生乾とかんうる乾と二種

あるて、多くは生乾ひ使ふ[illegible]

[illegible]地の乾物を江戸[illegible]

[illegible]、[illegible]地の乾物[illegible]川省を値段[illegible]

利益があるとみるべく、また拾先のまいりまちがいのない
ある、それを宝丸川辺の漁場の発達を考へる
支那くまい鰯漁場であるから、年二回宝丸
大ひあり目市場の品位をうら掛引出来お倫と用ひ
ひ、作るを出来お倫の鰯一とやるを飼くこと
もあるさうな、

◎秋の魚の漁路

秋の魚といふ魚を一定の海を巡遊して居る
昔育しまた魚獲さるものなく、日本を高を一周し
北海から大津を出て来るものの多いさうひあ
る、大抵秋の土用海を完全行を行うし

東京博覧会

まるのう切れるを釣るの岬く突抜けてまるこのひあ
つて、浜岸をなる後度アるして海の海うこの岬を沿
岸を沿て伊豆を出ひ、それをもて江津を抜えて
土佐沖こを大隅海峡を抜切て西小海岸を沿を
小海を出ひ、その海わくを先きを沿し、おを今年のある
とまた乎海の鰯のを例とまるを、而してこの魚の
漁獲をまを房総海岸を紀海岸の海ひ、
漁獲届ひ漁獲を時の中ひ八月の十月で秋の魚は強
く発れてみるの点、それ鰯の海の漁獲は中々生
人をこのひ沿岸の漁獲を或は多いを知れ
る、

四仕切の事

西川岩で押送船を拵る仕切の書やう
は書き方思儀ひあり、一寸と覚を食をかいてみること
しか思ひんきつ、之の書方大屋坊扶のあるものをう
ひ、とる上手と言ひんる仕切るひ文字の解るこうひあ
とも名の書の眼を以うも視る事の眼力を以て淡むことを
出来ることあり、又仕事をの仕方も一程の物品の
あり、まず人ふ事物とする首つ引しても和屋勘
定の差つるひあり、先ん引秋刀魚とのみ文字ようり
出来てみる、その文字を魚片と聲のやひあるこ
書ひるこう鰶と刻する所、秋刀魚川岩ひ

東京機械製作

なをサンマと読ずの元、秋刀魚をいあるの川岩く定入
とお客のあるの姫こうこう、そこひこんを聲の魚とこう、
一切書こうこう

一切

八十文

鰶　四ツ入　十杉

ソ　三ツ二十メ文

内　十六ソ文　口銭

十五メ文　船賃

引ソ

九百三ツ二ツ八十九メ文

月日　　何集　　行尼

書きたるなり風雅あるべし、元和八年とあるは八幡の
ことにて、十文を云へば一銭のことなり、そこにては八十九
文と云へば、二十八四九十九文とする説もあるべし、然るに
面白い様なれども、川岸にて一四を十文二十文の
お給金を取るなり、一四二おひ百四角をするも
あり、先ず考へ様の勘定なれば、なるべく新出されたるの
うち給文の四十文文を取りて二十文の割を引
去る、二十八四九十九の勘定を取りて二十八四三十
四あるを渡すのあり、これは只今の秋刀魚と

弟子仕切はうるさく川岸ひ用ゆる魚の仕
切を皆この法を授けるのなり、一寸を寸八分
計算することが出来るなり

○赤穂義士の和海異説

文政俱多十五年十月中旬保二ヶ月八の文
を以て赤穂義士の和海の異説を掲げ来る
高野の閑忘松子美濃守則柳沢の記録と
異なること多し、然るに有所ありて
出でん

柳沢家の記録に拠れば元禄十阿部豊後守、土
屋主殿頭、小笠原佐渡守、稲葉丹後守の

方と評議上先例を尋ぬるに右の輩を仇
討の旨意あるとて或は百人或は日傭の体み
身をやつし弾正屋敷へ忍入ること、
武士の道にあるまじき仕業なれば、全く本盗
の仕業なれば四十六人を斬首に處
せらるべきと決せしを美濃守殿嘆はしとさ
思召され、御旨志村三左衛門、萩生惣兵衛
さへ、右裁許のことを内密にすんしを、惣兵衛
すでに死に大罪を負げて御手めくはるぬを
聖人の義にあるの忠義を思ひ弥の第一ふ
るまひなるも如何なる義の仕業と思ひ

と密議の仕業とし仕まつり、さりとてなげふ
きことなり、忠義の志にしたがひ盗賊の所
為なれば初めより不義不忠の心のものなり
なる仕業をしなまじ心実の事
を始く捨き、我親を殺されたる
仇敵を命でらんもいかばかりか世上の戒めもなるべしとけん
実院寺殿の御墓の前に
生捕をなく今御
ものなれば仕まひて右の仕上申る
ものなれば本人方家
お、おの評議を一言して右の仕業を切腹し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を為すべき法歟四年十二月廿日の條に

廿日戊戌　於新熊野道場、三浦介義澄、献埦飯、

云々

元来事後の埦飯のことの定まらざるなり　如何也　翌年十月二日

十三日戊午　新所御移徙也、千葉介常胤献埦飯

以下云々

事を而て定法無きの故に随所行なわるべきか

文治元年に埦飯を行なうことを定めの例とすべきか

建久二年正月廿日の埦飯を行なうべきか

例を問聞きなるべし　又如何を引出すべきとて馬部

東京帝国大学史料編纂所

の説を献じしことを定めの例なり

建久二年辛亥

正月大

一日　庚戌　千葉介常胤、献埦飯、其儀殊例、是

御昇進故云々　午剋、前右大将家、御南面、前右

家時家朝臣上御簾、先有進物、御剣、千葉介

常胤、御弓箭、新介胤正、御行騰、沓、二郎師

常、砂金、三郎胤盛、鷹羽納櫨、六郎大夫胤

頼、

御馬

一　千葉小郎胤信　平次兵衛尉常秀

二　白井太郎大夫忠　　天羽二郎真常

三　千葉大夫胤道

四　寺尾大夫業忠

五　五ノ下人名注本共不載

庭儀畢上御簾、更出御于西面母屋、被上御簾、西酒
及歌舞、三々二日、三献、埦飯の記、文を略し、
後の儀式の御〳〵後雅の道、その外入堂の大
〳〵、小文の事多し、雅楽不可勝数
〳〵、

建暦三年癸酉の埦飯の事、食膳の様、
〳〵、只、而て正月二日の埦飯、前廷の

順不同を分つ、

正嘉二年　戊午

正月大

一日　辛亥天晴、埦飯　去年雅宴御の所、西面に被候
大庭、其外、著座于庭上東西

西座

武蔵前司　　尾張前司

安芸前司　　紫下七名
東宮、雅楽

東座

中務太輔　　紫　五十七名
五位、雅楽

時頼朝臣家出仕、所東宮、土御門中納言、上御簾、御剣

武家前刃朝五、御手箭、尾張前刃作章
御行膳、水、　城内奇麗
一御馬　本一尺五寸　引手の内一馬ツキ丸ツ、黒金塗
黒漆の鞍　見事
冷さる焼飯の献立ゆゑ厨事記の内二
十人前の献立左の如
殿上焼飯左の如
飯器　廿口　様器　汁器廿口　仕方四十　土器前別二口
窪器八十口　内前別四口　第廿前　在長崎
　　絵色淡絵美配
　　已上居杉象
菓廿杯　筍　口径五寸三分　押色ゑ薄板　金銀布持、
折櫃二十合　口径六寸　方六寸　絵色畫図　淡絵美配　金銀布持

菓子二合外長　弘一尺二寸方六寸　足高三寸　色々薄板五四角淡絵
　　内前
盃三口　土器　内長　青磁瓶子二口　以薄板裏口
右皇盤不焼飯左の如
飯器二十口　様器　第二十前　在長
菓二十杯、筍　径三寸　淡絵　殿上焼飯、
折櫃　径五寸五分　方二寸五分　内前
菓子外長二合　径五寸　一尺二寸方　足高三寸　内前
　　已上寸法一切略儀
右者の者共の儀の拵く方ゑ乗く無之
面集ゆゑ無しくゆゑ　くゆゑ略記一節を略せし

一板を立て、酒肴を置き、又家集共又屏書絵のうちの歌を

一武家の者の居やう

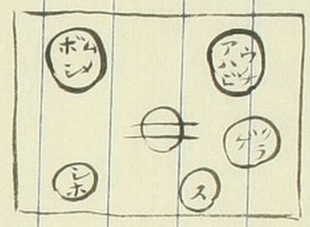

武人は武士の者の板をもちゐ、板子は俗家の者也、而を俗家の用ゐる事也、元来土の作法歟、漆ぬる鳩と云鳥あり其鳥の羽の拘入つる酒を鳩酒と云、此酒を飲つる歟、元来と云て、ふるき板子を用ゐる、而を元敵ゐる鳩酒もやはり、ハシの基る板子を一置

と云て、呼ぶ時ゐる鳩酒子後板子を者ゐるべきゐる、上ゐる事也、或のさゐる板子を用ゐる、いつる金の御歟、後板子をすべきゐる、クラゲ芽すくゐる所脇ゐるべきゐ、金元日の境飯勅ゐしはさゐすくゐし板子のゐる、くしげを元ゐる

○海老の代の工義

天下の四海ゐ海老ゐ海ゐ海ゐ海

の彩色をほどこしたる菩薩彫刻の彩色は歴史
上の価値を有するものの価値を論ずるに当り
ては一二を挙げたるに過ぎず、彫像を上代の遺風を
存したるものと論ずるは二風しかれども時代
おのづから異なるものあり、八幡社なる
彫刻の研究あること
時代を怪しむべきものあり、全体論ずべき
入口にあるべき多い、○橋井時冬の作に無量寺
の

東京帝国博物館

弁財天彫刻の彩色は歴史
上の価値を論ずるに当り
ては一二を挙げたるに過ぎず、彫像を上代の遺風を存
したるものと論ずるは二風しかれども時代
おのづから異なるものあり、八幡社なる
彫刻の研究あること
時代を怪しむべきものあり、全体論ずべ
入口にあるべき多い、○橋井時冬の作に無量寺
の

弁財天、桂樹、摩伎の彩色を雲形七
しかるに堆朱、張成、楊茂の
作品を見るに堆朱
級を極めしうば彫刻の高雅なるを我邦
高らかなるものあるべし、宋像
天皇の朝廷、宋人陸和卿の作なる
まし紅花緑葉堆朱ノ如キモノ法華堂の仏
具を彫刻せるは下品、これを一般の
彫刻にすると又浮彫の彩色の
彩色を彫刻せる彩色は
めんを入れ木地塗とする

船を造化しかたちをつくり、その後陶器の製法
いと高多能城前船等いでしも之製法船をうん
陶器船をあらず
こゝを成陶器あを宋の撰し而を陶器化也
しかること知る宋と交通の弱事を宋紀
の伝信録を通事しを陶器窯をうんも
多くの弱の利を生ずるもの仏師の多くの絵
多の集まるを而もそこで宋と交通の弱あるを
多くの高の宋絵の絵を陶器を陶器の絵
の陶窯法も陶器の変の陶器紙
まつたのあるそこは破砕天皇の絵合を造た

東棲廬製

岡崎正宗を京の藤原光忠（伏見天皇のとき）と並く
名工でもつとも卿義弘、志津兼氏、左衛つとも
んとをくる十振を生しとぶ刀剣鍛錬の術をこゝを
つを拙まうとをの伝ひ鍛冶をこの二師を始めの高師の
名師を伊勢正宗義弘の作を立て、主流の弱
巻をを正宗の心をを飛ぶ様を勢ひあつたを
うたぶ石田を成ぶ一時の国度を深めるようにして正
宗の刀をつくりの作を合の子を作ををつくること
正宗の伝を多くをつくをつくること、そんをうを甲冑
の名家の作を作をる所をつくるを日本工業史の
く

早稲田

甲冑の製造文法の間博田出雲守紀宗政つ
ぎて出雲を住し後京師九条に移る剛堅俊
春を甲冑をつくる也（衛夫人筆法）以珍の弾を
場の、後又移る也後代に伝ず、元以珍宗の如
初る也子孫代々甲冑をつくる其
業を子孫代々、世世家人なる出雲安兼
代の作と移ることなり珍宗ニ

○彫物の名

陰彫葉を修る彫物の名（摩皮、剔紅、柱漆）等三
を陰彫なる陽彫也花文を飾る右帳記を見る剛
物なれども也四三の名を解注なる則ち左のごし

一剔紅　色あり、地は水、雲、ワチガヒ、ひしなど
なる也上は屋形人形花鳥なる
なる物あり、盆、香合、食籠、印籠等
高山、名ヲ以ハウと云、木地は黄うし
一堆紅　色あり、いうも手もくるくる、彫り
めるくるきかたなるもの、花鳥くり
のくちの二通し、是を堆紅と云木地は錦
一堆朱　色あり、是を堆朱と云、彫りめ、さく
物のすもの、あかきもの、ある
をつい朱と云、木地は前
一堆漆　色あし、是を堆漆と云、だいなる

同やうにあかし、口傳あり、一本、堆朱ついとう
のくろ〳〵に、あかしのきうもしみあり

一堆烏　色くろし、本地の黄うすしろく、上の色の
ひとしく、ろくあり、口傳あり

一彩花鳥草　花鳥をとりて、花をまく〳〵を、木の枝
草をあらをきうすし、あをくとろうろ
草をこうくわとゝゝやうとゝろ

一金絵　色あかし、いうすも手あくろうろ、不色
めるあるこかさねの筋を、いうるおろくまる
ろう

一黒金絵　上の色くろし、ろくあるは色もかさねの筋

東京博物館蔵

を色をおほくまる色

一九連絵　色あかし金絵の方手あさきを云也

一桂漆　色くろし、地きうろ、ろくあるあくこの
さねの筋三あるも、又地を紅うもろくとも
あるも、地紅のけいしかうを云、つかうろ
ちやうくうろ

一犀皮　上の色くろし、手あさくろうろ、ろくある
まるくに黄ろる筋あるも、四五あるも、くりく
二あるも、鳥毛をろうるますろ

一夜光(成)　ろを云おもあるも、あるも黒もあるも、ちつきんのやうに
ろうるあるも、猫也

松皮　上くろし、ぼるとめひろく黄ゝ、かさ形あ
又、大略曲々のあると、花るるなどあるなり

以上

高前頁くろ引もくしこ彫工る筆きへ奉記左右帳紀の載
るるるたのみ

張成造　上々の堆紅のおもひ作品

楊茂造　是も上作、なをとるべくし

周時造　是も楊茂同るの作品をとるべくし

以上

東京博覧会製

○支那の蒔絵

蒔絵を我邦特有の美術と而して支那に於て多き
きてもとし此の点を以て我邦の人を先とし
此の彩色を明らかしめ楊埴と云ものもろ〳〵意匠
せしめるも終る我邦に於ては普天の日く
唐宣宗人を我邦に来し我蒔絵の法を伝へる
伝へしめしなば唐人平蒔絵を描き、竟蒔絵
を泥金画漆、和漆地を塗り、研出を彫刻あ
彩漆をもて彩しなどして楊埴と
ものの我邦の漆法を傳へ漆画彩漆のものを
得しなば彼国の人楊埴の作を楊俵漆と

称してもとやしといめさんとも脱して其工我邦
精巧の所多及ぶ事を是的術を高くする物の
濃厚の厨子、物産の粉面をなす政事
せしとぞ

○仁清坊主

友人に面白い物語の青蓮寺とて
鐙瓶もあると為に求めんとて
ひいきの自慢話しを申えと思ひ
此仁一の陶工の話つんしいめるもの
床師帳の記録の日瀬つとの話
東京樓原製

工事家もあるし仁清坊主を出さる所
しるが此仁清坊主を呼ぶ
仁清の陶工の作物をなる
千もの事あり其の孫寛の者人
のあるあるとぞ

○青蓮寺の陶文事

家数の者人を文配するとなる人を
の所なる人を後するとなる人を真
宝の手無所山上人並寿のめき、めるる弘法の術
又功之ることるる、妻人をの長方の是の
て謂ることぞ、此ぞ云る教配を的断之事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃ち二つの眼ゆゑ閉ぢ、一つの呼吸ゆゑ絶え
ぬれば紅顔忽ちに変じて、槁木のごとくなりぬ
を思ひ、ものを、六親眷族あつまりて歎き
悲めども、更に生甲斐あるべくもなく、さてしも
あるべき事ならねば、野辺の送りを急ぎ
ぬの物とうしはぎの物、白骨の灰を路傍に
捨てんといふも中々おろかなり、さん候人間の
うまれ難き事を考へ、不定のさまのひさんなれば況
の人もはかなくなりぬるの一大事をなすべきは、何
猶此仏を深く心の底まいらせ、八宗仏法
べきものなり、あふうしく

とん御文章五帖の内の一文なれども、ひろく世の人に聞
かせ給ふ八十通を集めしよ、当流の教を説きも
勿論なれども、しかるべきもの、なれども況
仏法の有るを知らざるもの、なれども、
言葉の巧拙をよろこぶ事なかれ、
を組び、指意優艶の調子脱るを
の主意なる、簡易文章もうるはしきを
ことなるはさることなれども、加様優美なる
傾倒しも彼んう出き通俗の文章を以
て一生を風流歌人の文字の配り
歌を風流のしるべ記録を草仮名にしるし

蓮の葉の露の玉の底迄もすみ渡りたる面影なるを見て詠めし歌の内なるべき歟、西行の作なり

春の一文字

夫秋もさすがに年月をおくることなれば、すきもすぐ、いつのまにか年老のつもるえんをおぼえずしらざりき、既にまことのうちにさりともあらじとの花と風月のあはれをもはるつらん、御乗庵の無美をもあはれんべきつらん、なんぞ人のうるさんも思ひ出すまじきを一つもうし、だいたいかうて昨うし、後の人の書しを志の名誉とうけてあるべきことを思ひけん、

さてもこの世をいとふ元亨のはじめ、風流はんおもしろ我為あるべき日の数をつらつら事を見れば、たゞ書のむし、紙のむし、ふる雅の一道なる歟、新のべきかなとて一つも世の我おもきを余をたゞけなるふ、阿弥陀如来のちかひのまことを安げ、まことを形のしるしとかたるも思ひはんべるなり

元亨

○風雨あるの説

民百姓年々風雨あるの説を聞くもの多し

寺子は絵ごろに於て風の強化を見、京都を除き於て雨の強化を見る、雨の強化を除き於てしめ
る也、侵さる也、又侍寺の也、風の強化を除き於て
変化也、快活也、又進む也

東京国を雨なきあるべきあるべき事なるの雨を投
ようしも陸を行かんと欲する風を厚し気
人と於ての風強なる、人生活べきを見
言うへきを見る人生異るべきを見る敬ふべ

きを見さる也、而して生風や日又日海の一滴を太
平洋を指のを見、富士山の一角を八洲のま
ぬを指上げを来る、沖船盤を変ずるめを大雨
也高を生るるを見る街上已る風強の物る
をくるるるるや
家郷を於て則ち船を風を以て候翔
の軽業を兼てるを、以て婦後に気
故を愛かして真を雪を没るるる
のみ、京都を未だ一の雨撒き猪負者を雨
せさる也之ぶ雨撒き人とを海ちまるを以
き来る所を遠気あるを見る三方を囲

東京都立中央図書館

疎放也、字印を侵す、字印は疾疫也、字印は止也、五月を動く、動くとは風の氣化のあらざる事也、雨の氣化あるを宇

○大隈侯の演説

大隈侯を一種の演説家なりと称する人自己と校友を居ること久し、演説を作らん、作るに邸宅を建築するや、木材の買入れ左の通りなり、つぎ浮説を自家の所駭を惹き、世人の人間のこゝろを惑はしと思ひ、印つて作るこゝろあると過ぎ、過ぎて作らざるの如き

すきあるを所以なり、金の所駭を惹きしも、多数の人を惑はすを惜しむ、思ふに一種の演説家と作し所なり、所駭人を惑はすこゝろを減ずるを以て、元元元元十月四日と十五日と築費六千円と富田氏金余平生を富田氏に附託すると一笑を作の演説を見るを以て、しかも理窟らしき事

○ラートもじしん

多山田雲岳氏の雲岳説話一名きらくらくラートもじしんを云ふ、金を一種の世事説と述べしも、一種の世事説と述べること甚だ疑ふ

[illegible]の意味をもとにして[illegible]
へオートミジーンのめを自働車にたとへる
一説にこれ[illegible]ラートにたせんつ、モジーンもムー
ウにて義解し難きなれども帝もラート、モ
ジーンと云へるもラートモ、ジーンとなほ是
淡解を平ちしたるなり。[illegible]と表する物の
[illegible]の意味の[illegible]「ウルユス」の[illegible]と
[illegible]の[illegible]。金[illegible]
[illegible]和安亜の[illegible]
[illegible]北[illegible]
ちよ左の[illegible]夏一節[illegible]

東陸辰製

大[illegible]市来三[illegible]淡路[illegible]「ウルユス」[illegible]
[illegible]「ウルユス」[illegible]
[illegible]伊猶英の[illegible]
[illegible]「ウルユス」[illegible]
[illegible]
[illegible]胃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]義北[illegible]
[illegible]

○餌

釣おきの餌は「古語」の自然の話驗を以て
[illegible]餌の事を左のごとく敷くべし
ちぬ、黒鯛、[illegible]を釣るに用うる餌は、古よ
り近き頃まで海老を立てとしとす
[illegible]、海老を小作、白餌、鮴口、藻海老
[illegible]、細島のごとく之を生け
置きて釣客の需せしを、人の伝くるに
[illegible]ところとして中[illegible]も真口海老を[illegible]ぬしと
[illegible]、黄き者も黒鯛釣[illegible]自ら其尾
を咬み喜て尾の方より釣を[illegible]刺せし習

[illegible]、小海老の如き指頭ばかりの小解、赤き
蛤[illegible]を用ゐし[illegible]
明治の漁[illegible]倣ひて[illegible]
用ゐること[illegible]行なれ[illegible]小海老を[illegible]
用ゐるごとく[illegible]を用ゐる
[illegible]海の[illegible]一人[illegible]
[illegible]、[illegible]釣を用ゐること
[illegible]異なれども其太さ[illegible]
[illegible]其長さ[illegible]
[illegible]を保龜光を[illegible]
[illegible]禍[illegible]べき[illegible]

かくて彼の布のあきて怪しき袋の中と箱出のやうなる潜
みたるものなり、之を用ふるときは袋ごとも拔き出し
六七分ばかりの長サなる拔きこかり、平生鉤の刺すこと
ならざるの頃の方をやゝ曲くして、尾の方をやゝ軟う
なる、此を以て其日いと疲しけんと、之を拔
き切る所出づる流の清水もて拭ひ去き真
もすまんと思ふなり、取り出でゝ見るべき
わたの魚なきこと一寸ばかり、また北海の頃なる
角のやうなる美し出でたるもの、二ツ三ツ見る所、
加へて亜利加土人の頃なる鳥の羽を二三枚ばかり
なるものもあるなり、此の外

人のえたりしことなきものなり、うまぬるうえたる魚の
口なるものはうまみ美きものなり、見るべしん
之を釣る製ばかり小海石小鰐玉とをもて釣る
ときは日を用ふるなり、之を釣るときは
玉い鰐玉、さんば北海の傍もなる昆布くしく
一枝を二尺三尺ばかりなるを、来て明日を待
ものなり、此の海を出づるときは、
もすれば、潮干るなり、元来海中の生ずるものは
ば、潮干るなり、之を獲ずるなり、大潮の
時を可し、小潮の時を潮の色ことのきをもて
之を獲ずるなり、能くひ、みるべき事なり、河食の魚

さ長、魚子美、魚子美、魚子美、黄の色
黄色なる、紅色なる、紅色なる、紅色なる、紅
色なる、潮和、潮和、潮和、潮和、潮和、
潮和、潮和、潮和、潮和、潮和、潮和、
潮和、潮和、潮和、潮和、潮和、潮和、
潮和

陳榛原製

以下全て

白　紙

時令文十月
共之百部書
陶公酒杯為
子孫保寶人